

強化プラスチック製二重殻タンク本体等に係る性能評価委員会の設置に関する規程
平成23年1月19日 危保規程第2号

強化プラスチック製二重殻タンクに係る性能評価委員会の設置に関する規程（平成8年10月18日危保規程第6号）の全部を改正する。

第1条 設置

強化プラスチック製二重殻タンク本体等の試験確認に係る業務規程（平成23年1月19日危保規程第1号）第4条に基づき危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に性能評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 所管事務

委員会は、「強化プラスチック製二重殻タンク本体等の試験確認基準」等に関し、理事長の諮問に応じて審議し、意見を添えて理事長に報告する。

第3条 組織

- 1 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから理事長が委嘱する。

第4条 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

第5条 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がこれを代理する。

第6条 専門部会

- 1 委員会に、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから、理事長が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門部会には、主査を置く。
- 4 主査は、専門部会を統括する。
- 5 専門部会は、委員長が指示する事項を処理し、その結果を委員長に報告するものとする。

第7条 庶務

委員会及び専門部会の庶務は、協会業務部において行うものとする。

第8条 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は平成23年2月1日から施行する。